別表第四第一号中「二十二万九千六百円」を「四十八万四千六百円」に改め、同表第二号イ(1)中「三十五万円」を「六十六万九千九百円」に改め、同号イ(2)中「十三万三千九百円」を「三十万七千円」に、「十七万三千八百円」を「二十九万五千五百円」に改め、同号イ(3)中「四十六万二千七百円」を「八十七万四千六百円」に改め、同号ロ中「二万四百円」を「二万九百円」に改め、同表第三号イ中「又はハ」を削り、「八万三千五百円」を「八万六千三百円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「七万八千五百円」を「八万千百円」に改め、同号ニ中「二十七万七千四百円」を「四十二万二千六百円」に改め、同号ニを同号ハとし、同表第四号中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同表第五号を次のように改める。

五　体積計	
イ　水道メーター又は温水メーター	
(1)　表示機構が電気式のもの	五十五万千八百円
(2)　(1)に掲げるもの以外のもの	二十八万五千五百円
ロ　燃料油メーター	
(1)　使用最大流量が一リットル毎分以下のもの	三十万九千二百円
(2)　充てん機構その他経済産業省令で定める器具、機械又は装置と構造上一体となっているもの	五十八万八千九百円
(3)　(1)は又は(2)に掲げるもの以外のもの	三十四万四千七百円
ハ　液化石油ガスメーター	五十八万八千九百円
ニ　ガスメーター	
(1)　表示機構が電気式のもの	六十万七千円
(2)　(1)に掲げるもの以外のもの	三十二万八百円
ホ　量器用尺付タンク	八万三千二百円

別表第四第六号イ中「三万四百円」を「三万千百円」に改め、同号ロ中「二万千六百円」に改め、同表第七号及び第八号を次のように改める。

七　アネロイド型圧力計	
イ　アネロイド型圧力計（ロに掲げるものを除く。）	二十万千三百円
ロ　アネロイド型血圧計	
(1)　表示機構が電気式のもの	二十八万四千円
(2)　(1)に掲げるもの以外のもの	二十万四千百円
八　積算熱量計	六十二万九千五百円

別表第四第十二号中「四十一万八千四百円」を「七十六万九千百円」に改め、同表第十三号イ中「四十五万六千百円」を「四十六万七千二百円」に改め、同号ロ中「五十一万四千百円」を「五十二万七千二百円」に改め、同表第十四号中「七十一万三千六百円」を「七十二万七千三百円」に改め、同表第十五号イ中「四十四万五千四百円」を「四十五万千四百円」に改め、同号ロ中「六十五万六百円」を「六十六万八百円」に改め、同号ハ中「四十五万八千四百円」を「四十六万三千六百円」に改め、同号ニ中「五十六万二千九百円」を「五十七万八百円」に改め、同号ホ中「五十六万三千四百円」を「五十七万千三百円」に改め、同号ヘ中「五十七万円」を「五十七万八千円」に改め、同号ト中「五十七万千円」を「五十七万九千百円」に改め、同号チ中「十三万五千五百円」を「十四万円」に改め、同号リ中「三十四万五千円」を「三十五万六千七百円」に改め、同号ヌ中「二万千六百円」を「二万千六百円」に改め、同号の付記中「四十四万四千二百円」を「四十五万三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　直嶋　正行
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百三十五号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令

内閣は、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第二十条第二項、第二十一条第三項、第二十二条第二項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第三項、第三十六条第一項から第三項まで、第四十条第一項、第四十六条、第四十八条第五項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第六十条第四項、第六十一条第一項から第五項まで、第七項及び第八項、第六十二条第一項、第六十五条第二項、第百四十条第二項、第百四十一条、第百四十二条第二項、第百四十三条並びに第百四十七条並びに附則第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　投票人名簿（第一条―第十一条）
第二章　在外投票人名簿（第十二条―第三十三条）
第三章　投票
　第一節　投票所における投票（第三十四条―第五十九条）
　第二節　期日前投票（第六十条―第六十三条）
　第三節　不在者投票（第六十四条―第九十三条）
　第四節　在外投票（第九十四条―第百七条）
第四章　開票（第百八条―第百二十二条）
第五章　国民投票分会及び国民投票会（第百二十三条―第百三十五条）
第六章　補則（第百三十六条―第百五十条）
附則

第一章　投票人名簿

（投票人名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準）

第一条　市町村の選挙管理委員会は、日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「法」という。）第二十条第二項の規定により投票人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2　市町村の選挙管理委員会は、前項に規定する場合においては、当該投票人名簿に記録されている事項が当該市町村の選挙管理委員会の職員（当該市町村の選挙管理委員会によって国民投票に関する事務を委嘱された職員を含む。）以外の者に同項の電子計算機に接続された電気通信回線を通じて知られること及び当該投票人名簿が滅失し又はき損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。